

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

当院は女性活躍推進法に基づき、さらに女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、下記のとおり行動計画を策定します。

1. 計画期間

2022年4月1日 ～ 2026年3月31日まで

2. 課題

職員が働きやすい職場環境を提供するために、職場風土に関する教育の強化。
※時代の変化に伴う、様々なハラスメントに対しての教育を強化。

3. 取組内容

セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等のハラスメントに関する研修を、毎年1回以上行う。

4. 実施時期

2022年6月：全職員に対し、ハラスメントに関する教育を実施する。
以降、計画期間内は継続して行う。

5. 女性の活躍に関する情報

(男女の平均勤務年数の男女比) ※常勤のみ

女性平均勤務年数 8.86年 / 男性平均勤務年数 12.62年
= 70% (差異 3.76年)